

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十九号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。）

中次の事項を行うこと。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

（一）食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号。以下この号において「令」という。）第七条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた法第六条第一項又は第三項の規定による指示を行うこと。

（二）令第七条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六条第五項の規定による命令を行うこと。

（三）令第七条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第六条第八項の規定による命令を行うこと。

（四）令第七条第一項第四号から第六号までの規定により知事が行うこととされた法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求を行い、又は職員に立入検査、質問及び収去を行わせること。

（五）令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付を行うこと。

（六）令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第三項の規定による調査を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。